

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第210号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成22年10月8日 07時55分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市今治港 今治港蔵敷防波堤灯台から真方位197°400m付近 (概位 北緯34°03.7' 東経133°01.2')	
事故等調査の経過	平成22年11月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第一平成丸、199トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 131331、有限会社久万海運</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、五級海技士（航海） 一等航海士、五級海技士（航海）</p> <p>死傷者等 負傷 1人（一等航海士）</p> <p>損傷 なし</p>	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、今治港蔵敷岸壁に着岸後、積荷役のため、折り畳み式のハッチカバーの開放作業中、平成22年10月8日07時55分ごろ、船首右舷側にいた一等航海士が、ハッチカバー付きローラーとレールに右手を挟まれて負傷した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、今治港内でハッチカバーの開放作業中、一等航海士が、姿勢を崩した際、ハッチカバー走行用のレールに右手を置いたことから、ハッチカバーのローラーとレールに右手を挟まれて負傷した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が今治港内でハッチカバーの開放作業中、一等航海士が、姿勢を崩した際、ハッチカバー走行用のレールに右手を置いたため、ハッチカバーのローラーとレールに右手を挟まれたことにより発生した可能性があると考えられる。	